

松伏町地域防災計画（概要版）

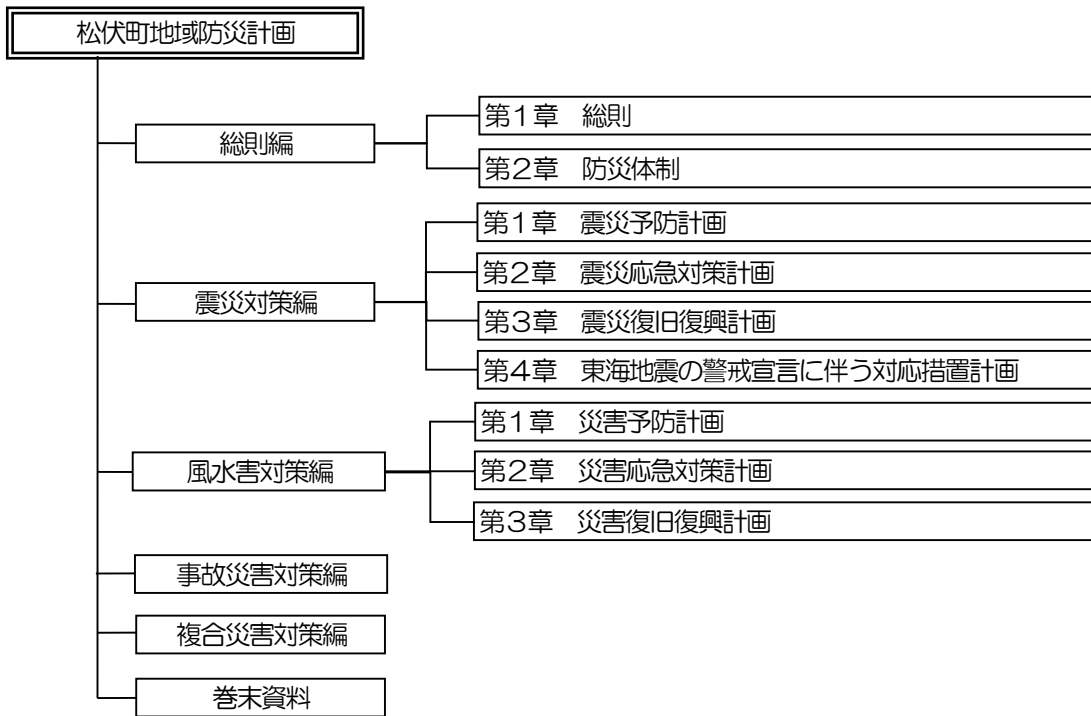
松 伏 町

地域防災計画とは

■ 計画の目的

地域防災計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として、町や防災関係機関が行うべき災害予防計画や災害応急対策計画、災害復旧復興計画を定めています。

■ 計画の構成

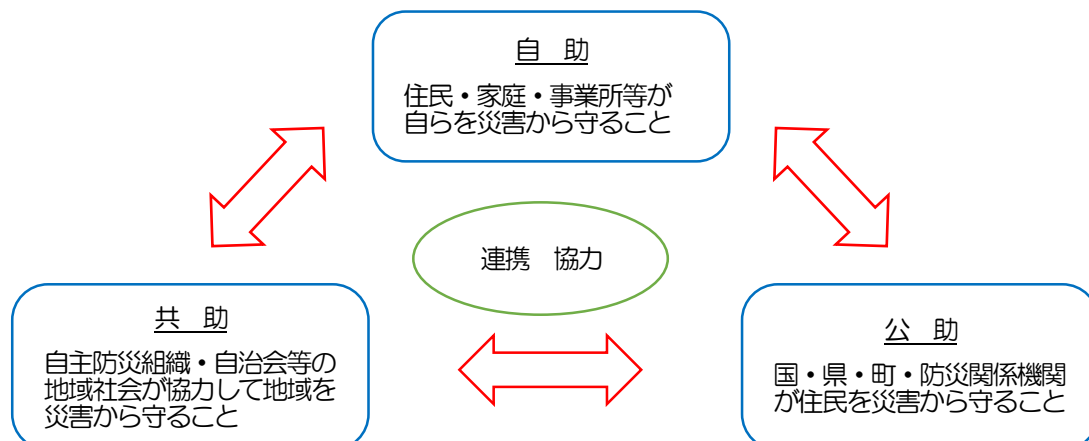


■ 自助・共助・公助の重要性

大規模な災害が発生した場合、松伏町、消防、警察などの防災関係機関が、すべてのことに対応できるとは限りません。

災害による人的被害、経済被害を軽減し、安心・安全を確保するためには、行政による公助はもとより、個人個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が重要です。

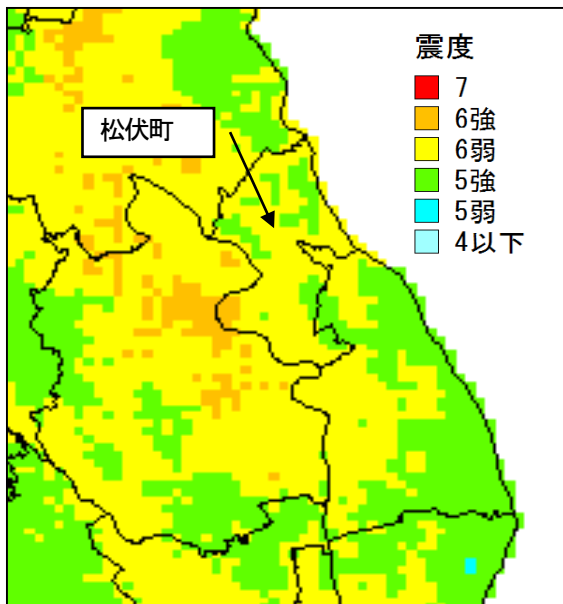
そのため、個人や家庭、自主防災組織・自治会等の地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための取組みを進めていくことが重要です。



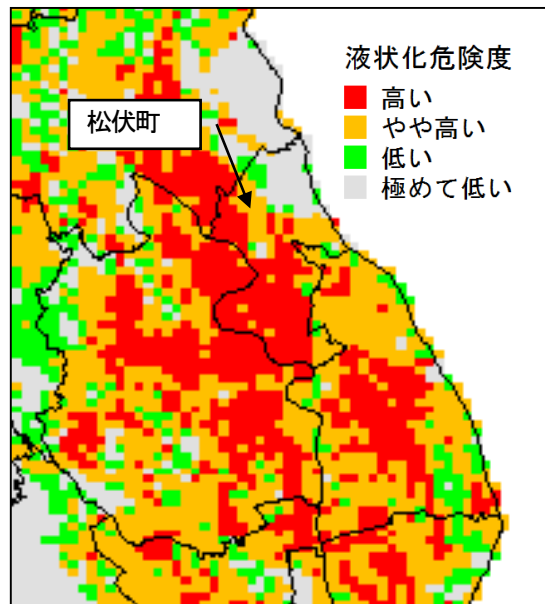
■ 想定される被害

● 地震（茨城県南部地震マグニチュード7.3の地震が発生した場合）

震度は、町のほとんどが震度6弱及び震度5、大落古利根川沿いの一部で震度6強が想定されます。液状化危険度は、低地で危険度が高い～やや高い、台地はきわめて低いと想定されます。



震度分布図



液状化危険度分布図

● 浸水

町では、大雨で堤防が決壊したり、水があふれたりする洪水について、国及び県が公表した浸水想定区域に基づき洪水ハザードマップを作成しています。

対象とした河川は、利根川、江戸川、荒川、中川、綾瀬川、大落古利根川です。

河川ごとに想定される被害が異なります。

ハザードマップでは浸水被害のほか、地震時の揺れやすさ、避難時の心得や災害時の備えなどについても掲載されています。

ハザードマップを使って家族で話し合い、普段から目のつきやすい場所に保管して、防災意識の向上を心掛けましょう。

～松伏町地震・洪水ハザードマップ～

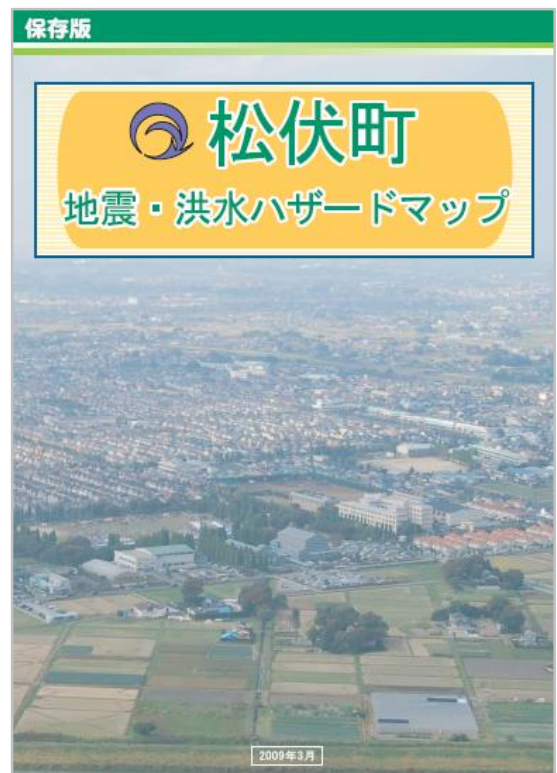
- ・町ホームページ

<http://www.town.matsubushi.lg.jp/>

～雨量や河川水位情報～

- ・川の防災情報（国土交通省）

<http://www.river.go.jp/>



災害予防（日頃から実施すること）

■ 建物の耐震化・家具の固定

○町の取り組み

・住宅の耐震化の促進

住宅の耐震診断、改修を行う方を対象に、その費用の一部を補助しています。

○住民の取り組み

・自宅・家の中の安全対策

地震ハザードマップで地域の危険度を確認しましょう。

住宅の耐震診断や耐震改修を行いましょう。また、家具の転倒防止器具を使い家具を固定しましょう。

○地域の取り組み

・耐震化・家具固定の普及

自治会や自主防災組織は住宅の耐震化や家具固定などを地域の住民に呼びかけ、地域全体で防災力を高めましょう。

住宅の耐震診断や耐震改修を行いましょう。

また、家具の転倒防止器具を使い家具を固定しましょう。



■ 避難体制の整備

○町の取り組み

・避難所の整備

避難所の耐震改修を推進し安全を確保します。また、備蓄、避難設備等の機能の向上に努める。

○住民の取り組み

・避難場所・避難所の確認

避難場所・避難所や避難する道を確認し、付近の危険箇所も把握しましょう。

また、家庭で防災の話し合いを行い、連絡方法や集合場所などを決めておきましょう。



○地域の取り組み

・住民の避難誘導、避難所運営訓練の実施

自治会や自主防災組織は、住民の避難誘導を行いましょう。また、避難所運営訓練を行いましょう。

・要配慮者の把握

地域内の高齢者、障がい者、乳幼児など、配慮を必要とする方の居場所を確認して、避難誘導を速やかに行える体制を作りましょう。



■ 避難体制の整備

○町の取り組み

・防災用備蓄の推進

防災備蓄倉庫（平成27年度現在12箇所）に食糧や飲料水、毛布、資機材等を備蓄しています。また、他の自治体や企業と災害時応援協定を締結しています。

○住民の取り組み

・家庭での備蓄対策

最低3日分の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄、非常持出品の準備をしましょう。

○地域の取り組み

・物資の備蓄、自宅での備蓄対策の啓発

自治会や自主防災組織などで食糧や飲料水、毛布等の備蓄に努めましょう。また、家庭での備蓄を呼びかけましょう。



～家庭での備え～

3日分の食糧、簡易食器・ラップ等、毛布・寝袋等、ティッシュ・トイレットペーパー、予備の眼鏡・補聴器等、マスク、タオル、衣類・下着類 など

～非常持出品～（リュックに入れて準備）

非常食・飲料水、懐中電灯、携帯ラジオ、携帯トイレ、貴重品、乾電池、携帯電話の充電器、救急医薬品、ろうそく・ライター、ヘルメット・軍手 など

■ 自主防災組織の活動

○町の取り組み

・自主防災組織の活動の促進

防災知識の普及、防災訓練の実施等を行う自主防災組織に対し、防災活動費の一部を補助します。
また、防災資機材を貸与します。

○住民の取り組み

・自主防災活動への参加

自主防災組織に参加し、防災訓練や各種活動に積極的に参加しましょう。



○地域の取り組み

・自主防災組織の結成、訓練の実施

地域で自主防災組織の結成に努め、日頃から初期消火、被災者の救出、救護等の訓練をしましょう。

■ 火災への備え

○町の取り組み

・出火防止

吉川松伏消防組合は、住宅用火災報知器等の設置及び普及啓発に努めます。また、防火対象物の防火管理体制の確立に努めます。

・初期消火体制の充実

住民による消火器やバケツリレー等の初期消火力を高め、自主防災組織等と一体となった初期消火体制の充実に努めます。

○住民の取り組み

・出火時対策

火災が発生したときは、初期消火活動を行い、消防機関が到着したら指示に従いましょう。

～出火時の対策～

- ・消火器を備えておき、使用方法を確認しましょう。
- ・住宅用火災報知器を設置しましょう。
- ・お風呂の水のためおきをしましょう。



○地域の取り組み

・初期消火体制の整備、訓練の実施

消火器や水バケツ等の消火機材を備え、日頃から訓練を行って初期消火体制を整えましょう。

■ 水害・土砂災害対策

○町の取り組み

・洪水ハザードマップの公表

利根川、江戸川、荒川、中川、綾瀬川、大落古利根川の堤防が決壊した場合に想定される浸水状況図を作成し、町ホームページで公表しています。

・避難対策

土砂災害計画区域が指定された場合は、必要な事項を住民に周知し円滑な避難を確保します。

○住民の取り組み

・危険箇所の把握

洪水ハザードマップや地域の危険箇所を確認して、自宅周辺や避難路にどんな危険があるか確認しましょう。

○地域の取り組み

・防災マップの作成

避難場所・避難所や避難路、地域の危険箇所等を記載した防災マップを作成し、地域住民に配布して危険箇所について呼びかけましょう。

災害応急対策（災害発生後に実施する活動）

■ 町の体制

大規模な災害が発生した場合は、「松伏町災害対策本部」を設置して、災害応急対策活動を行います。
また、本部に關係機關連絡室を設置し、自衛隊、消防署、警察等の關係機關や国、県等からの派遣者について調整を行います。

■ 情報の伝達

○町の取り組み

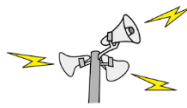
- ・情報の収集、住民への伝達

災害時には、避難情報や被害情報などは、次の「情報伝達の方法」で住民への広報を行います。

～情報伝達の方法～

- ・広報車、防災行政無線
- ・報道機関
- ・町ホームページ、マップメール、エリアメール、緊急速報メール など

※マップメールの登録
右のQRコードからアクセスして
空メールを送信してください



○住民の取り組み

- ・正確な情報の収集

町の『マップメール』に登録して、町からの正確な情報が入手できるようにしましょう。



○地域の取り組み

- ・情報伝達活動

地域住民への情報伝達の際は、高齢者や障がい者へは直接声をかけるなど、きめ細やかに対応しましょう。

災害時にはデマ（ウソ、間違い情報）が広がりやすいので、正確な情報の入手に努めてください。

■ 消防・医療活動等

○町の取り組み

- ・消防活動・水防活動

消防本部と消防団が連携して消防活動を行います。また、水害のおそれがある場合は、水防活動を行います。

- ・医療活動

救護所を設置して医療活動を行います。また、負傷者が多数発生した場合は、県に災害派遣医療チーム(DMAT)の派遣を要請します。



○住民の取り組み

- ・初期消火活動

火災発生したときは、初期消火活動を行い、消防機関が到着したら指示に従いましょう。また、自主防災組織が行う救助活動に協力しましょう。

○地域の取り組み

- ・初期消火活動、救出・救助活動

火災発生の際は、初期消火活動を行いましょう。また、建物の下敷きになっている者がいるときは、可能な限り救助し、応急手当をしましょう。



■ 食糧・飲料水・物資の提供

○町の取り組み

- ・食糧・飲料水・生活必需品等の物資提供

避難所等で食糧・飲料水・生活必需品を提供します。町の備蓄物資等で足りない場合は、協定締結自治体、業者等から支援を受けて提供します。

○住民の取り組み

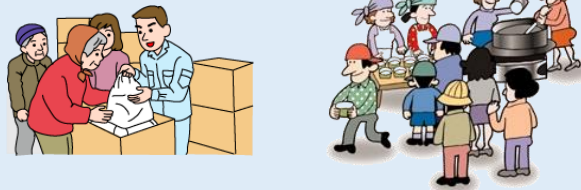
- ・備蓄物資等の活用

家庭で備蓄している物資や普段使っているものを活用しましょう。

○地域の取り組み

- ・物資配布、炊き出し

物資の配布や炊き出しに協力しましょう。



■ 要配慮者対策

○町の取り組み

- ・福祉避難所の設置

社会福祉施設等を福祉避難所として開設し、要配慮者の受け入れを行います。

○要配慮者自身の取り組み

- ・支援者への安否の連絡

災害発生時には、ご自身で自分の身を守ること、また、支援者に対して自分の安否や、支援が必要かどうか連絡するように努めましょう。

- ・地域で助け合える関係づくり

日頃から隣近所に顔を知ってもらい、地域で助け合える関係づくりに努めましょう。

○地域の取り組み

- ・要配慮者の安否確認・避難誘導等

災害時には隣近所にお住まいの要配慮者に声をかけ、安否確認や避難の支援を行います。



※要配慮者とは…

高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人など、周囲の支援が必要な方

■ 小中学校・保育所・幼稚園等の対策

在校時に災害が発生した場合、小中学校等は、児童・生徒・園児の安全の確保を最優先します。保護者への引渡しが出来ない場合は、小中学校等で保護します。



■ 公共施設等の応急対策

都市生活基盤であるライフライン施設等の被害は、都市機能を麻痺させ、住民生活や社会活動にきわめて大きな影響を与えます。そのため、町及び防災関係機関は相互に連携して、速やかな応急復旧や二次災害の防止に努めます。復旧状況は随時広報を行います。

避難対策

■ 避難情報と避難行動

町では災害の状況に応じて、「避難勧告」「避難指示」を発令します。避難情報の種類に応じて避難を開始してください。

避難情報	発令時の状況（判断の目安）	住民の行動	地域の行動
避難準備情報	人的被害の発生する可能性が高まった状態 江戸川、中川、大落古利根川がはん濫注意水位に到達	避難に時間のかかる要配慮者の方々は、避難を開始しましょう	地域の要配慮者に声をかけ、避難を支援しましょう
避難勧告	人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状態 江戸川、中川、大落古利根川が避難判断水位に到達	すべての方が避難を開始しましょう	地域住民に避難勧告を伝達し、自身も避難を開始しましょう
避難指示	人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断した状態 人的被害の発生した状態 江戸川、中川、大落古利根川がはん濫危険水位に到達	直ちに避難を開始するとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動をしましょう	避難していない方がいた場合は、避難を促しましょう

■ 避難場所・避難所について

場所	指定緊急避難場所	指定避難所
役割	洪水や大規模火災など、切迫した危険回避、住民の一時避難場所	災害により住居の使用が困難となった住民の受け入れ、臨時に生活できる施設
指定場所	都市公園や小中学校のグラウンド	小中学校や公民館など (8ページ参照)

■ 避難所の運営

◆町・住民・地域が一体となった避難所運営

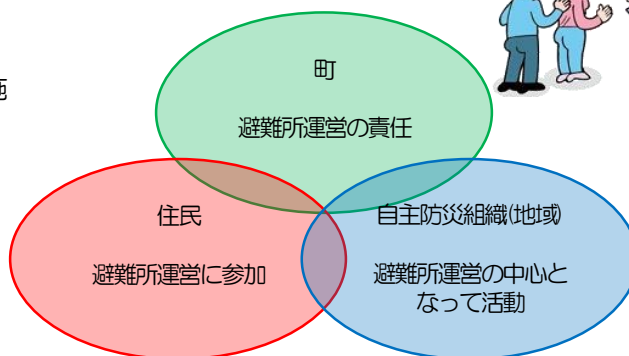
- ・避難所運営体制の確立
- ・避難所生活ルールの作成
- ・食糧、飲料水等の配給、炊き出しの実施
- ・物資の仕分け、配布への協力
- ・要配慮者の支援
- ・防犯パトロールの実施 など

◆避難所の役割

- ・食糧や飲料水、生活必需品の配布
- ・避難生活の支援
- ・被害状況、復旧等の情報提供 など

◆避難所生活における課題への対応

- ・プライバシー保護への配慮
- ・要配慮者への支援
- ・女性への配慮
- ・ペット同行避難への対応
- ・避難生活の中・長期化への対応



避難所一覧

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	北部サービスセンター	築比地678-4	9	松伏高等学校	ゆめみ野東2-7-1
2	金杉小学校	大川戸3854	10	松伏第二小学校	田中1-4-6
3	松伏中学校	大川戸1136	11	中央公民館	ゆめみ野東3-14-6
4	第一保育所	田島1557-1	12	B&G海洋センター	ゆめみ野東3-14-8
5	かるがもセンター	田島1524	13	外前理窟記念会館「ハーモニー」	ゆめみ野東3-4-1
6	ふれあいセンター 「かがやき」	松伏357	14	赤岩地区公民館	上赤岩1253
7	児童館「ちびっ子ら んど」	松葉1-6-3	15	松伏第二中学校	上赤岩711
8	松伏小学校	ゆめみ野東1-1-2	16	地域子育て支援センター	松伏2428-1

我が家の防災メモ

わが家の避難所	
家族の集合場所	

○家族・親戚・知人の連絡先

名前	血液型	電話番号	会社・学校名	会社・学校の連絡先

■災害用伝言ダイヤルの使い方

災害時に電話が混雑し、家族と連絡が取れない方が多くいます。そんな時には「171」をダイヤルし、利用案内に従って伝言の録音、再生を行ってください。

録音方法

171 ▶ 1 ▶ 0XXXXXXXXX ← 自宅の電話番号（市外局番から）

再生方法

171 ▶ 2 ▶ 0XXXXXXXXX ← 確認したい相手の電話番号（市外局番から）



問い合わせ先 松伏町総務課
松伏町大字松伏 2424 番地
TEL 048-991-2711 E-mail yumetown@town.matsubushi.lg.jp
ホームページ <http://www.town.matsubushi.lg.jp/>